

平成24年2月27日

大阪市長 橋下 徹 様
大阪市教育委員会
委員長 矢野 裕俊 様

大阪維新の会大阪市議員団
団長 坂井 良和
幹事長 美延 映夫
政調会長 福島 真治
総務会長 木下 誠

教育の政治的中立性の確保について

公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要があることは言うまでもない。特に教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、特定の政党の支持または反対のために政治的活動をすることは禁止され、一般の地方公務員と比べても厳しい制限が課されている。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会に対しては、文部科学省から「教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）」として、地方公務員法、教育公務員特例法、公職選挙法に基づき、教育公務員の政治的行為について、違反行為の具体例を挙げて、通知されているが、この禁止行為は、選挙の有無、学校の内外を問わず広く教育公務員として留意されるべきものとする。さらに、学校が公的な場であるということや教育公務員が保護者等に与える影響を考えると、特に文部科学省通知に違反行為の具体例として掲げられた以下の事項について、貴委員会所管の学校に対して指導し、各学校園の政治的中立性を徹底されたい。この目的を達成するための条例を早期に制定することを要望する。

記

（違反行為の具体例）

- 1 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること
- 2 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること
- 3 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること

以上